

## Q & A

### 【連携主体の登録について】

#### Q1 周南市に拠点（事務所）を置いていない団体でも登録できますか？

連携主体の代表団体は、周南市に拠点（事務所）を置く必要があります。ただし、代表でない団体は、周南市域を対象とした活動や周南市の地域資源を活用する活動に取り組む団体であれば、周南市に拠点（事務所）を置く必要はありません。

#### Q2 どのような相手と連携すれば良いのですか？ また、連携団体の数について制限はありますか？

連携する相手の組織形態（自治会、住民自治協議会、教育機関、市民活動団体、民間企業、業界団体、任意団体など）は問いません。また、連携する団体の数に制限はありません。

ただし、次のような団体は対象となりません。（P4 参照）

- ・ 補助金を申請する事業を実施するためだけに構成された一過性の団体
- ・ 連携主体の代表団体の事務所が市外にある団体
- ・ 政治活動、宗教活動等を主たる目的とする団体
- ・ 団体の構成員に暴力団等を含む団体 など

#### Q3 個人事業主ですが、個人でも登録できますか？

活動を継続的に実施するためには、団体を構成する必要があると考えているため、個人の活動は登録することはできません。団体の形態は問いませんので、個人の場合には任意団体の立ち上げ等をご検討ください。

#### Q4 株式会社なども登録できますか？

株式会社など民間企業も連携主体を組むことができます。プロジェクトが、次項に記載する周南市の価値を高める公益性の高い事業であれば、連携主体として登録できます。また、連携主体の代表団体となることも可能です。

## 【共創プロジェクトの申請(補助金等交付申請)について】

### Q5 どのような活動が対象となりますか？

「地域の夢や希望が膨らむ取り組み」「地域資源を活用することで地域の所得が増える取り組み」「地域社会のコストや負担が軽減する取り組み」「地域住民の不安や不便が少なくなる取り組み」など、地域の価値を高める公益性、自立性、先進性等の高い事業（公益事業）が、対象となります。

ただし、次のような活動は対象となりません。（P4 参照）

- ・ 特定の個人・団体が利益を受ける事業
- ・ 事業効果に持続性又は発展性が欠けると認められる事業
- ・ 既存の団体が、これまでやってきた事業を同じ内容、同じやり方で行う事業
- ・ 単発のイベント実施を目的とするなど一過性の事業
- ・ 周南市から補助金等を受けている事業
- ・ 平成29年3月31日までに一定の完了が見込まれない事業 など

### Q6 既存の活動は対象になりますか？

既存の活動の単なる継続については対象となりません。他の団体やグループと連携することにより、新規に事業展開する場合や、既存の活動をより活発化するために追加で事業展開するものが対象となります。活動を実施することで、既存の活動の展開が飛躍的に広がる、またはゴールやミッションへの到達が早くなるといったことを目指し、そのための事業構築を行うことが必要です。

### Q7 例年実施しているイベントは対象になりますか？

毎年実施している場合でも単発のイベントは、対象とはなりません。イベント開催については、他の団体やグループと連携することにより、長期的な視点にたった事業モデル構築の一つの手段として開催することが必要となります。

### Q8 活動計画の策定支援は、必ず受けないとはいけませんか？

単発的でなく事業をしっかりと自立・継続できるようプロデューサーを交え個別協議の場を設けます。他の活動との調整や、支援の目的などを十分に理解していただくためにも必ずご相談ください。

### Q9 補助金等交付申請書の書き方について、事務局にアドバイスをしてもらうことはできますか？

申請書の事務的な書き方、各項目の意図していることなどについてのアドバイスはいたしますが、事業内容に踏み込んだコンサルティングなどはプロデューサーや専門家派遣の支援をとおして実施することとします。

**Q10 対話集会・説明会に参加しなくても補助金等交付申請はできますか？**

申請はできますが、できれば参加をお願いしています。個別の会合や出前による説明会なども行っておりますのでご活用ください。

**Q11 他の助成金を受けていますが、補助金等交付の申請はできますか？**

該当するプロジェクトが、他の助成金等の支援を既に受けている（あるいは、申請している）場合、プロジェクトの登録を申込みことはできません。ただし、既に受けている助成金等の支援の対象が、登録を申込みプロジェクトとは別のプロジェクトである場合は、プロジェクトの登録を申込みことができます。

**Q12 年度末までに事業が完了できない見込みですが補助金を活用することはできますか？**

補助金の対象となる経費は年度単位で区切られるため、年度内に完了しない事業に補助金を充てることはできません。長期にわたる取り組みの場合でも、当該年度で一定の完了を見込む事業内容を設定してください。

**Q13 補助金以外にもサポートはありますか？**

活動の実施支援では、補助金を提供することだけが「支援」とは考えていません。対象となったプロジェクトの実現をサポートし、支援期間終了後も、その事業が自立的・継続的に展開ができる状態にすることを目指しています。そのため、事業計画づくりなど計画初期の段階から、活動の実施者と進捗管理のための連絡を密にとりながらサポートをしていきます。また、事業関係者の集うステークホルダー・ミーティングの開催支援や、事業の状況に応じた専門家からのアドバイス、情報発信のサポートなど各種支援をプロデューサーを中心にを行います。

**Q14 選定された活動の、特設サイトでの紹介を断ることはできますか？**

共創プロジェクトでは、広く市民に周知するため、積極的な情報発信に努めています。また、選定された活動は、地域の価値を高めるためのヒントでもあるため、全活動は特設サイトで紹介させていただきます。ただし、事業モデルなど公開できない部分もありますので、公開内容については団体に確認をとった後に掲載します。

**Q15 活動が選定された場合に、「共創プロジェクトにて選定された活動」であることを、団体の広報活動等でPRすることはできますか？**

選定された活動を広報・PRすることができます。ただし、選定された年度を記載してください。また、事業を行う際、ポスターやチラシ等に、共創プロジェクト事業である旨の表示（ロゴマーク等）をしていただきます。

## 【活動の実施支援について】

### Q16 補助金は、団体本体の活動に使うことができますか？

共創プロジェクトは、連携主体を組まれた団体が、周南市の価値を高める公益性の高い事業を自立、継続していくための支援事業です。従って、補助金の利用は、支援期間中に定めたプロジェクトの事業計画に基づく「事業」に限定しており、他の目的での利用はできません。

なお、支援対象となる経費は、その取り組みの初期に必要な初期投資を対象とします。項目としては、報償費、旅費、需用費、食糧費、委託料、使用料及び賃貸料、備品購入料です。

### Q17 2年目の継続支援の補助金は受けることができますか？

補助金は初期投資に限りますので1年目のみになります。

### Q18 支援期間中、ステークホルダー・ミーティングなど事業関係者の集まる会議を行わないことは可能ですか？

活動の実施支援は事業構築を目的としており、補助金の交付と事業構築のためのミーティングなどはセットで取り組んでいきます。ステークホルダー・ミーティングは、事業を自立・継続させていくために重要だと考えています。どのような目的で、どのような人に参加いただくか、どう会議運営するかなどは、取り組みの段階に応じて事務局と相談しながら進めていくこととなります。

### Q19 既に、市外で実施している事業を行うことは可能ですか？

可能です。ただし、市外での事業を、周南市民のニーズ、地域の状況に応じて改良改善し、「周南市仕様」の新しい事業に取り組むことが必要です。また、その事業が単年度や単発のものに終わるのではなく、周南市で根付くための仕組みづくりや拠点づくりをすることが必要となります。

### Q20 活動の実施支援の選考はどのように行われますか？ また選考基準の公表などはありますか？

プロジェクト支援の選考は外部委員を中心とした共創プロジェクト事業審査委員会において募集要綱P10 審査基準に基づき審査します。なお、審査結果については市のホームページで公表します。

### Q21 活動実施者の病気、災害、事故等により、やむを得ず活動を中断しなければならない場合にはどのようにすればいいですか？

プロジェクト支援開始後、何等かの理由でプロジェクトが実施できなくなった場合は、速やかに事務局に連絡してください。プロジェクト実施者と協議のうえ、その後の対応を検討します。